

## 震災後の統計調査の対応状況（国土交通省所管分）

統計名	建設工事統計
発表日時	（月次である「建設工事受注動態統計調査」について） 速報：（2月分）3月末公表予定だったものを取りやめ、（3月分）4月28日 大手50社：（2月分）3月31日、（3月分）4月28日 確報：（2月分）4月11日、（3月分）5月12日
被災地への対応の状況	建設工事受注動態統計調査の2月分について、速報自体の公表をとりやめ。 同調査3月分について、東日本大震災の影響等により、被災地域の受注高の減少幅が大きくなる等の推計値への影響が生じている可能性がある旨のコメントを付記。
上記公表の方法	2月分調査については、国土交通省のHPの公表予定の欄に、2月調査のところに「東北地方太平洋沖地震の影響による調査票回収の遅延により、平成23年2月分速報の公表をとりやめます。なお、平成23年2月分確報については、予定どおりに公表する予定です。」と記載。 3月分調査については、公表ページに、「東日本大震災の影響等により、被災地域の受注高の減少幅が大きくなる等の推計値への影響が生じている可能性があります。」と記載。
全国推計の方法	特別な言及はない。従来は以下の方法。 ・ 建設工事受注動態統計調査 調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。（未回答業者は実績なしとして取り扱う。） 大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。 ・ 建設工事施工統計調査 調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乘じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。
参考情報 （統計の作成方法、作成体制等）	【統計の作成方法】 建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とし、以下の調査で構成。 建設工事受注動態統計調査（うち大手50社について別途調査） ・ 建設工事施工統計調査において前々年度完成工事高が1億円以上の業者から、完成工事高規模に応じて抽出した約1万2千業者が受注し、国内で施工される建設工事。 ・ [大手50社] 年間完成工事高が比較的大きい建設業者のうち国土交通大臣の指定したものの（以下「大手50社」という。）が受注し、国内及び海外で施工される建設工事。対象業者は、調査開始（昭和60年4月）以来固定している。

<p>建設工事施工統計調査（年次）</p> <p>・建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「施工調査指定建設業者」という。）及び施工調査指定建設業者の施工した建設工事について行う。</p> <p><b>【作成体制】</b></p> <p>建設工事受注動態統計調査 （大手 50 社以外）国土交通省 都道府県 調査対象 （大手 50 社）国土交通省 調査対象</p> <p>建設工事施工統計調査 国土交通省 都道府県 調査対象</p> <p><b>【調査時期】</b></p> <p>建設工事受注動態統計調査：毎月末日現在 建設工事施工統計調査：決算期終了の日が 3 月 31 日である建設業者にあつては毎年 3 月 31 日現在、その他の建設業者にあつては毎年 3 月 31 日前の直近の決算期終了の日現在</p> <p><b>【報告期限等】</b></p> <p>建設工事受注動態統計調査 （大手 50 社以外の対象業者） ・毎月末日現在までの受注状況等を翌月 10 日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同月 20 日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。 （大手 50 社） ・毎月末日現在までの受注状況等を翌月 20 日までに国土交通大臣に申告。</p> <p>建設工事施工統計調査 ・毎年 7 月 31 日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年 8 月 31 日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出</p>
---